

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2020年12月14日(月)

今週のことば

グリーン住宅ポイント制度

高い省エネ性能を有する住宅の新築や、一定のリフォーム、既存住宅の購入等を対象として最大100万円分のポイントを付与する制度を創設し、来年春に実施予定。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

12/14(月) 先負	米大統領選の選挙人投票
15(火) 大安	旧暦11月1日、年賀郵便特別扱い開始
16(水) 赤口	
17(木) 先勝	
18(金) 友引	
19(土) 先負	
20(日) 仏滅	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/7(月)	26,547 ▼204	104.12 ▼0.23
8(火)	26,467 ▼80	104.07 △0.05
9(水)	26,818 △351	104.22 ▼0.15
10(木)	26,756 ▼62	104.48 ▼0.26
11(金)	26,653 ▼103	104.06 △0.42

令和3年度税制改正大綱(主な中小関連)

◎中小企業の設備投資税制の見直し等……*投資促進税制は、対象事業に不動産業、物品賃貸業などを加える、*経営強化税制は、法改正を前提に経営資源集約化措置(仮称)が記載された計画に必要な設備を加える、*商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、来年3月末で廃止、*防災・減災投資促進税制は、対象設備の追加・除外などを行います。

◎所得拡大促進税制の見直し……適用要件を「雇用者(現行の継続雇用者に限らない国内雇用者)の給与等支給額」の増加割合が1.5%以上に見直します。また、税額控除率の上乗せ措置における要件も「雇用者の給与等支給額」の増加割合で判定します。

◎事業承継税制の特例の要件緩和……後継者が被相続人(先代経営者等)の相続開始直前に承継会社の役員でなくても、①被相続人が70歳未満で亡くなった、又は②承継計画に特例後継者として記載されている場合は、本制度を適用できます。

◎個人版事業承継税制の対象資産の拡大……対象となる特定事業用資産に贈与者・被相続人(先代事業者等)の事業の用に供された乗用自動車を加えます。

◎経営資源集約化税制の創設……経営強化法の改正を前提に、認定を受けて他法人の株式等を取得し、リスクに備えて準備金(取得価額の70%以下)を積み立てた場合に損金算入を認める制度を創設します。

◎土地の固定資産税等の据置措置……令和3年度の評価替え(3年ごと)により課税額が上がる土地は、前年度の税額に据置します(令和3年度に限る)。

◎その他……*中小企業技術基盤強化税制の見直し、*地域未来投資促進税制の見直し、*同族会社が発行した社債の利子等の課税見直し、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201547

実質無利子・無担保融資の売上要件の緩和

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえて、事業者が実質無利子・無担保融資が可能となる日本公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などや、民間金融機関による信用保証付融資を利用しやすくなるように、今月下旬から売上高の減少要件が緩和されます。

これにより、直近1カ月の売上高の比較に加え、「直近6カ月の平均売上高」の比較ができるようになります。

なお、実質無利子・無担保融資は、民間金融機関による融資が来年3月まで実施され、日本公庫等による融資は感染状況など踏まえ、当面は来年前半まで継続される予定となっています。

来年1月から地震保険料が改定

地震保険は、火災保険だけでは補償されない地震や噴火、これらによる津波を原因とする損害を補償する保険です。

保険期間の開始日(中途付帯日・自動継続日を含む)が来年1月1日以降となる地震保険契約から保険料が改定され、所在地(都道府県)や建物の構造で改定率は異なりますが、全国平均で5.1%の引上げとなります(3段階改定の3回目)。

また、長期契約(2~5年)に適用される割引率(長期係数)も改定されます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和3年度税制改正大綱の概要（主な中小企業関連）

◆中小企業投資促進税制の延長・見直し

次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- (1) 対象となる指定事業に、*不動産業、*物品賃貸業、*料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）を加える。
- (2) 対象となる法人に商店街振興組合を加える。
- (3) 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外する。

◆中小企業経営強化税制の延長・見直し

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正ROA（総資産利益率）又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたもの）を実施するために必要不可欠な設備を加えた上、その適用期限を2年延長する。

◆商業・サービス業・農林水産業活性化税制の廃止

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する。

◆中小企業防災・減災投資促進税制の延長・見直し

特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、次の措置を講ずる。

- (1) 対象法人を令和5年3月31日までに事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業者等とし、対象資産を認定を受けた日から1年以内に取得等をして、事業の用に供する資産とする。
- (2) 対象資産に*架台（対象資産のかさ上げのため取得等をするもの）及び無停電電源装置、*感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ、*資本的支出により取得等をする資産を加える。
- (3) 対象資産から*火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター、*資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受けて取得等をするものを除外する。

◆中小企業における所得拡大促進税制の延長・見直し

次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- (1) 適用要件のうち、継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることを、「雇用者給与等支給額」に対する増加割合が1.5%以上であることに見直す。
- (2) 税額控除率が25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることを、「雇用者給与等支給額」に対する増加割合が2.5%以上であることに見直す。

◆事業承継税制の特例制度の要件緩和

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、被相続人が70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合、後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合には、本制度の適用を受けることができることとする（については、一般制度についても同様）。

◆個人版事業承継税制の対象資産の拡大

個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、対象となる特定事業用資産に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの（取得価額500万円以下の部分に対応する部分に限る）を加える。

◆中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

中小企業等経営強化法の改正を前提に、同法の改正法の施行日から令和6年3月31日までの間に経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたもの）の認定を受けた中小企業者が、計画に従って他の法人の株式等の取得（購入に限る）をし、かつ、その取得日を含む事業年度終了日まで引き続き有している場合（株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その事業年度において損金算入を認める。

◆土地に係る固定資産税等の経済状況に応じた措置

令和3年度は、3年に一度の評価替えが行われる年となるが、現行の負担調整措置等を3年間延長間した上で、新型コロナウイルスの影響を踏まえて、評価替えの結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和3年度に限り前年度の税額に据置く。

◆同族会社が発行した社債の利子及び償還金の課税見直し

同族会社が発行した社債の利子や償還金で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。